

大分市自治基本条例検討委員会  
第1回（仮称）執行機関・議会部会

平成21年11月11日（水）10時から  
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

- 1．開会
- 2．部会長・副部会長の選出
- 3．部会長・副部会長あいさつ
- 4．議 事
  - （1）部会名称について
  - （2）検討・まとめ
  - （3）その他

## 執行機関・議会に関する項目

<b>1. 市の基本的役割</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
(行政運営の基本) 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。
<b>上越市自治基本条例</b>
(市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
(市政運営) 第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。
<b>2. 市長の基本的役割</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
市長の責務にあり
<b>上越市自治基本条例</b>
(市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

## 執行機関・議会に関する項目

### 由布市住民自治基本条例

市長の責務にあり

### 3. 市長の責務

#### ニセコ町まちづくり基本条例

( 町長の責務 )

第 25 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

( 就任時の宣誓 )

第 26 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

#### 札幌市自治基本条例

( 市長の役割及び責務 )

第 13 条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

#### 上越市自治基本条例

( 市長の責務 )

第 11 条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

#### 由布市住民自治基本条例

( 市長の役割と責務 )

第 10 条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。

## 執行機関・議会に関する項目

3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織及び機構の編成に努めなければならない。

### 4. 執行機関の基本的役割

#### ニセコ町まちづくり基本条例

なし

#### 札幌市自治基本条例

なし

#### 上越市自治基本条例

(市長以外の執行機関の権限)

第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。

#### 由布市住民自治基本条例

なし

### 5. 執行機関の責務

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

#### 札幌市自治基本条例

なし

#### 上越市自治基本条例

(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。

2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

#### 由布市住民自治基本条例

(市及び職員の役割と責務)

第11条 市は、市民等のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。

2 市は、市民等からの意見、要望及び苦情等に対して、速やかで誠実な対応に努めなければならない。

3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携の促進に努めなければならない。

## 執行機関・議会に関する項目

### 6. 職員の責務

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(執行機関の責務)

##### 第27条

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

#### 札幌市自治基本条例

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

#### 上越市自治基本条例

(市の職員の責務)

第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

#### 由布市住民自治基本条例

(市及び職員の役割と責務)

##### 第11条

4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的にコミュニティへ参加するよう努めなければならない。

### 7. 議会の基本的役割

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

#### 札幌市自治基本条例

議会の責務にあり

#### 上越市自治基本条例

(市議会の権限)

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

執行機関・議会に関する項目

<b>由布市住民自治基本条例</b>
議会の責務にあり
<b>大分市</b>
大分市議会基本条例を制定している。(以下同じ)
<b>8. 議会の設置・会議・公開</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
( 議会の組織等 ) 第 19 条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 ( 議会の会議 ) 第 20 条 議会の会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。 ( 会議の公開 ) 第 21 条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 ( 政策会議の設置 ) 第 23 条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。
<b>札幌市自治基本条例</b>
( 市民に開かれた議会 ) 第 11 条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。
<b>上越市自治基本条例</b>
なし
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし

## 9. 議会の責務

### ニセコ町まちづくり基本条例

#### ( 議会の責務 )

第 18 条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

#### ( 議会の会期外活動 )

第 22 条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

### 札幌市自治基本条例

#### ( 議会の役割及び責務 )

第 10 条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

### 上越市自治基本条例

#### ( 市議会の責務 )

第 8 条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

( 1 ) 市の意思決定機能

( 2 ) 市政運営の監視機能

( 3 ) 政策立案機能

( 4 ) 立法機能

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

( 1 ) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。

( 2 ) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。

( 3 ) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第 4 条に定める自治の基本原則 ( 以下「自治の基本原則」という。 ) にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

## 執行機関・議会に関する項目

### 由布市住民自治基本条例

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ達な討議を行い、民主的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。

3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。

4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実させ、議会活動の向上に努めなければならない。

5 議会は、住民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。

### 10. 議員の責務

### ニセコ町まちづくり基本条例

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

### 札幌市自治基本条例

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。



## 執行機関・議会に関する項目

### 上越市自治基本条例

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

(1) 自らの議会活動

(2) 市政運営に関する自らの考え

### 由布市住民自治基本条例

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務を遂行しなければならない。

2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究及び市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。